

国有地の保育所用地への貸し出しが決定（県内初の事案）

本市は、待機児童の解消に向けて、財務省横浜財務事務所が管理する国有地を保育所（児童福祉施設）に活用するため、本日、同事務所との間で、定期借地権による貸付契約を締結しましたので、お知らせします。

本件は、昨年 10 月に本市が保育所用地として定期借地権設定による貸付を要望していたものであり、今後は、本市が事業運営者である社会福祉法人に転貸したうえで、社会福祉法人が平成 24 年 4 月の開園に向けて保育所施設の整備を行うこととしており、本件が、県内初の事案となります。

1 対象財産

所在地：横浜市旭区南本宿町 26-5 外 4 筆

区分・数量：土地・738.53 m²

2 契約の概要

契約年月日：平成 23 年 7 月 19 日

利用用途：（仮称）横浜小谷かなりや保育園（定員 60 人）

貸付期間：平成 23 年 8 月 1 日から 30 年間

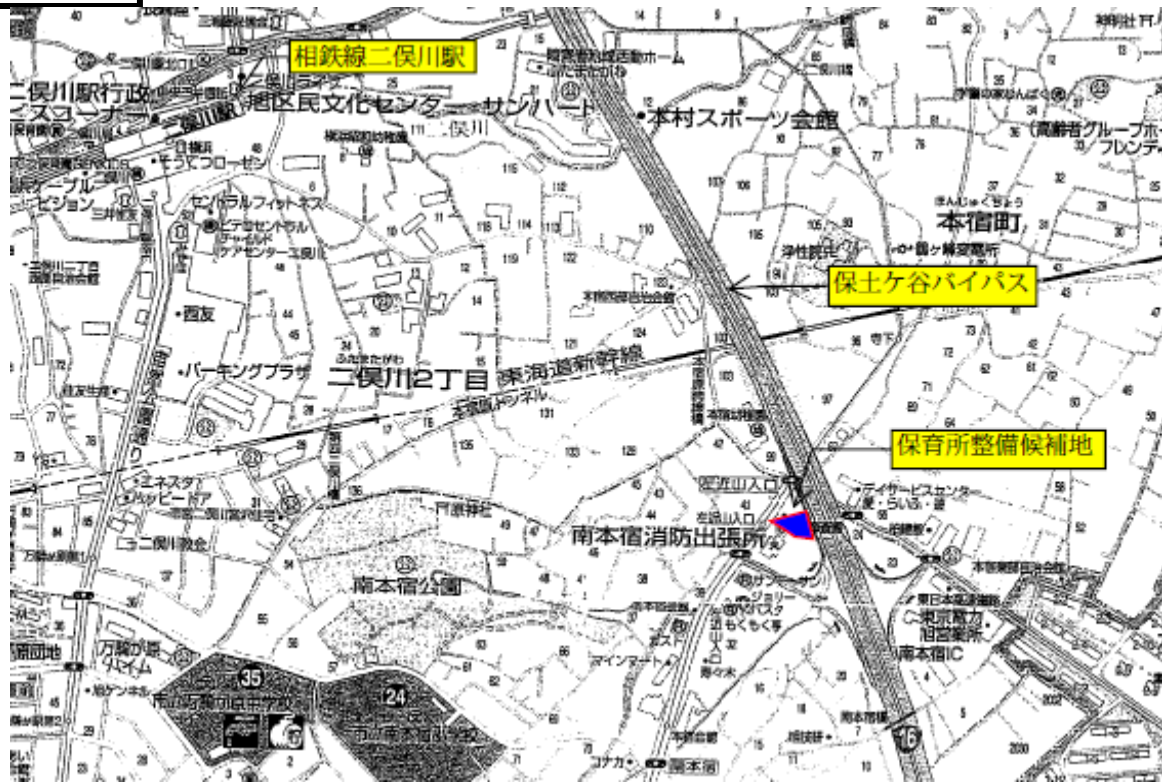
《参考》新成長戦略における国有財産の有効活用（平成 22 年 6 月 18 日公表）

この定期借地権を利用した国有地の貸付は、昨年 6 月に財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用」に定める政策の一環です。具体的には、地方公共団体等が国有地を保育所等の社会福祉施設や病院等の医療施設の用地として利用する場合に、定期借地権を活用した貸付ができるものです。

この制度を利用することにより、初期投資コストが軽減されるほか、時代とともに変化する行政ニーズに柔軟に対応できます。

お問い合わせ先	
こども青少年局保育所整備課長	宮川 方直 Tel 045-671-2376

位置図



案内図

